

印旛地区 9 市町における就学援助制度の実態調査と改善にむけたとりくみ

1. 設定理由

学校教育法の趣旨としては、「教育の機会均等」の精神に基づきすべての学齢児童生徒が義務教育を受けられるようにするべきとされている。しかし、就学援助制度の対象である「就学困難」とされる学齢児童生徒の認定方法や支給費目、援助額等を市町村の裁量に委ねていることから、居住する市町村によって就学援助制度に差異が生じる事態となっている。

貧困による子どもたちの家庭への負担を軽減し、誰もが平等に教育を受けることができる環境を整備するために、印旛地区 9 市町の実態を把握して諸課題の改善をめざす必要があると考えた。そのために昨年度に引き続き、学校事務職員として密接なかかわりをもつ就学援助費について、本主題を設定した。

2. 研究仮説

- ①就学援助費の認定基準・費目・支給額を調査し各市町の実態を把握することで、諸課題の解決へつながるのではないか。
- ②就学援助制度の認定、支給の形態について調査し各市町の実態を把握することで、就学援助制度の平準化をめざし格差を改善していくとりくみにつながるのではないか。

3. 研究内容

- ①就学援助制度の実態調査、資料作成
- ②各市町教育委員会の就学援助担当者への聞き取り調査
- ③9 市町小中学校就学援助担当者を対象に就学援助費アンケートを実施

4. 結論

印旛地区 9 市町の就学援助制度の調査・研究をおこなった結果、就学援助における地域差は経済力などの偏りと、財政力・制度整備・運用による地域格差があることが分かった。義務教育の機会均等を保障する要ともいえる就学援助が市区町村自治体の財政力や事業の位置づけ等により大きな格差を生みだしている現状を、よりよく整備・充実していくことが急務であると考える。

今後も教育条件整備分科会では、就学援助制度の調査研究を継続しておこない、少しでも多くの貧困家庭とその家庭の子どもたちが、より良い環境でより良い教育を受けることができるよう、すべての子どもたちのための豊かな学びの実現をめざしていきたい。

印旛支部
成田市立玉造小学校
佐々木 美幸
四街道市立栗山小学校
小峰 哲也

印旛地区9市町における就学援助制度の実態調査と改善にむけたとりくみ

1.はじめに

就学援助制度は学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されている。この根幹となるものが、憲法25条の「生存権」と同26条の「教育を受ける権利」、さらには、教育基本法第4条の「教育の機会均等」と考えるのが一般的である。

しかし、法律を制度運用の根拠としているにもかかわらず、制度の対象である「就学困難」とされる学齢児童生徒の認定方法を市町村の裁量に委ねていることから、居住する市町村によって就学援助制度の対象者に差異が生じる事態となっている。学校教育法の趣旨としては、「教育の機会均等」の精神に基づきすべての学齢児童生徒が義務教育を受けられるようにするべきであり、「平等」「機会均等」を大前提とした学校教育の中では、やはり矛盾を感じずにはいられない。

貧困による子どもたちの家庭への負担を軽減し、誰もが平等に教育を受けることができる環境を整備するために、印旛地区9市町の実態を把握して諸課題の改善をめざす必要があると考えた。

そのために昨年度に引き続き、学校事務職員として密接なかかわりをもつ就学援助費について、本主題を設定した。

2.研究の経過

2017年4月20日	活動計画の検討
2017年5月～6月	「市町費職員配置状況調査2017」実施・集計・分析・提供 9市町小中学校就学援助担当者を対象に「就学援助に関する調査について」のアンケート実施・回収・分析 「9市町教育委員会の就学援助担当者への聞き取り調査②」
2017年8月3日	印旛地区教育研究集会（領域）提案資料作成・レポートの検討

3.とりくみ

（1）各市町の就学援助費の費目・支給額にかかる今年の改正点について

就学援助費の費目・支給額については、多くの市町が国の基準に則している。今年度、国は交付要綱第2条（補助の目的）を、補助の対象者である「市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者」に、「就学予定者」の保護者を加え、「市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒、若しくは就学予定者の保護者」とした。それにより、援助を必要とする時期に速やかな支給がおこなえるよう、中学校等だけでなく、小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」を国庫補助対象にできるよう「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」（昭和62年5月1日文部大臣裁定）の一部を改正・新入学用品費の引き上げをおこなった。

それを受け、印旛地区内でも多くの市町が新入学用品費の引き上げをおこない、A市とG市では新入学用品費を入学前（3月）に支給時期を早めている。F市では中学三年生のうち、準

要保護世帯の生徒を対象に、高等学校等の入学準備金として1人あたり10万円を交付する「高等学校等奨学給付金交付事業」を創設した。また、H市では、新入学用品費の引き上げを始め、学用品費・通学用品費・修学旅行費・校外学習費・PTA会費と、全体的に支給額の引き上げをし、クラブ活動費が新設された。しかし、新入学用品費については改正前の金額までに留まり、認定基準が生活保護基準の1.5倍に引き上げられた。

文部科学省のホームページの「就学援助制度について（就学援助ポータルサイト）」には、「準要保護の認定基準については、各市町村によりその運用方法（認定にあたっての適用方法）が異なるので、留意が必要。」「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものを認定基準として使用している場合の当該基準額の根拠となる生活保護種類（生活扶助、教育扶助など）は各市町村により異なるので留意が必要。」とある。各市町の認定基準の違いにより、子どもたちが本来持っている学習権を阻害してしまう可能性があることはあってはならないことだと考える。市町交渉においても基準の格差が少しでも改善されるよう、要望していく必要がある。

（2）就学援助制度の各市町の実態について

就学援助申請時期や結果通知、支給時期についても各市町によって差が生じている。前年度からの継続者で申請時期が前年度3月までの市町が、B町、E町、H市、I市の4市町。新年度4月までの市が、C市、D市、F市、G市の4市。5月までの市が、A市の1市とのことだった。最も早い市町で3月上旬、最も遅い市で5月中旬と、申請時期では約2ヶ月半の差が生じている。また、多くの市町が5月中旬に結果通知を出しているが、A市は8月中旬～9月上旬に結果通知を出している。8月中旬に結果が学校に届いたとしても、夏休み中のため、保護者へ認定通知書が届くのは夏休み明けの9月になってしまう。また、申請が却下された場合も考慮して一学期の教材費等の支払いをおこなわなければならない。支給時期については、随時支払われるのがB町。各月に支払われるのが、C市、H市。計4回支払われるのがI市、年3回支払われるのがA市、D市、F市、G市。年1回支払われるのがE町と、支払い時期についても各市町で大きな差が生じている。就学援助費の支給が遅れてしまうと、その期間、各業者への支払いや保護者への受け渡しが滞ってしまう。事務手続きとしては支給回数が少ない方が手間は省けるが、転出入があった際の返金や申請に気を付けなければならぬ。校外学習費・修学旅行費については学校からの請求に基づき随時支給されている市町が多く見受けられるが、学用品費等との違いを感じることができない。

市町によって支給時期に差があることで、年度途中で転入した家庭は戸惑いを感じないだろうか。また、事務担当者も同様である。確かに、市町の財政状況や規則によって認定基準等に差が生じてしまうのは仕方のないことだが、認定時期や支給時期については市町の垣根を越えて足並みを揃える体制が最も理想的で、平準化されていることが望ましい。この件に関しては強く要望することで、子ども達だけではなく家庭や学校の事務担当者にとっても差異を感じさせないよりよい就学援助体制へつなげていけるよう交渉をすすめていきたい。

（3）マイナンバー制度導入に伴う影響について

平成25年に「マイナンバー法」（正式名称：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）が成立し、平成27年10月以降、マイナンバーが通知された。その後、平成28年1月からマイナンバーの利用と交付が開始され、各所属機関でも、児童手

当や住民税、年末調整資料等に利用されている。

就学援助制度でもマイナンバー制度を導入している市町が多く見られるが、申請書に記入を求めていない市町が A 市、C 市、D 市、E 町。記入を要する市が F 市、G 市、H 市。そして、B 町に加え、G 市も就学援助認定事務を市教委がとりまとめる事となつた。更に、今年度 I 市がマイナンバー関係規則の整備をおこなう予定であり、各市町で前年度までの取扱いとの違いがみられるようになった。しかし、マイナンバーの記入を必須とする市は、「学校保管する控えについてはマイナンバーが判別できないように処理をする。」と、学校に保管を任せている。内閣府 HP 内の「よくある質問」には、「日本のマイナンバー制度では、マイナンバーの利用範囲を法律で制限し、マイナンバーを利用する際の厳格な本人確認も義務付けています。万が一、マイナンバーが漏えいした場合でも、マイナンバーだけでは手続はできませんので、それだけでは悪用されません。」とあるが、その取扱いや保管には十分気を付けなければならない。一方で、個人番号の記入を要しない市からは、マイナンバー制度の利用に伴い課税証明書等の添付書類が不要となり、保護者からの提出が以前よりスムーズになったとの声も上がっている。

就学援助の個人情報の取扱いについて、学校へマイナンバーを記入した用紙を提出することにより、以前に増して第三者の目に触れる機会とリスクを多く伴うようになっている。B 町や G 市のように、申請について学校経由ではなく、直接市町教育委員会が担当することが個人情報保護の観点では最善と言えるのではないだろうか。

4. 成果と課題

就学援助における地域差は経済力などの偏りと、財政力・制度整備・運用による地域格差がある。義務教育の機会均等を保障する要ともいえる就学援助が市区町村自治体の財政力や事業の位置づけ等により大きな格差を生みだしている現状は問題であり、整備・充実していくことが急務ではないだろうか。また、就学援助は、前述にもあるように市町ごとにその運用方法を決定しているが、ほとんどの過程で直接保護者と係わり運用していくのは学校現場である。市町によって生じた格差は事務処理方法にも及び、担当者への負担にもつながっていることは改善されるべき事項と考える。

ただ、国の就学援助制度の基準にどの市町も合わせようと努力していることは理解しなければならない。認定時期や支給時期等については国の基準がないため、市町ごとに差が生じてしまうのはどうしても仕方ないことではある。市町間での共通理解や市町毎の就学援助制度の現状の把握が困難な状況のなか、その架け橋となるような意味合いで市町交渉や議員学習会等でこの調査研究を生かし、今を育つ子どもたちの未来を広げていきたいと考える。

昨年度に引き続き教育条件整備分科会では、就学援助制度についての調査研究を継続しておこない、少しでも多くの貧困家庭とその家庭の子どもたちが、よりよい環境で教育を受けることができるよう、すべての子どもたちのための豊かな学びの実現をめざしていきたい。

印旛地区9市町における就学援助制度の
実態調査と改善にむけたとりくみ

資料編

○1~2ページ 準要保護児童生徒就学援助補助金に
関する調査（小・中学校）

○3~11ページ 就学援助制度の各市町の実態について

○12ページ マイナンバー制度導入に伴う変更点等に
ついて

2017年 準要保護児童生徒就学援助費補助金に関する調査(小学校)

	学年	学用品費	新入学児童生徒学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外学習費(宿泊なし)	校外学習費(宿泊あり)	医療費	学校給食費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
国の基準	1年	11,420	40,600	支給無し 2,230	39,290	21,490	1,570	3,620	12,000	給食の種類毎に額が異なる	2,710	4,570	3,380
	2年~6年												
A市	1年	11,420	40,600	学用品費に含まれる			1,570	3,620	医療券を配付する	実費			
	2年~6年	13,650				実費	1,570	3,620		実費			
B町	1年	11,100	40,600		実費		実費	実費		実費			
	2年~6年	13,270			実費	実費	実費	実費		実費			
C市	1年	11,420	40,600	学用品費に含まれる	実費		1,570	3,620	実費	実費			3,380
	2年~6年	13,650			実費	実費	1,570	3,620	実費	実費	2,710	4,570	3,380
D市	1年	11,420	40,600	2,230	実費		1,570	3,620	実費	実費			
	2年~6年	11,420			実費	実費	1,570	3,620	実費	実費			
E町	1年	11,420	40,600	2,230			1,570	3,620		実費			
	2年~6年	11,420				実費	1,570	3,620		実費			
F市	1年	13,650	40,600		実費		実費	実費	実費	実費	1,355		
	2年~6年	13,650			実費	実費	実費	実費	実費	実費	1,355		
G市	1年	11,420	40,600	2,230	実費		実費	実費	実費	実費			
	2年~6年	11,420			実費	実費	実費	実費	実費	実費			
H市	1年	11,420	20,470	2,230			1,570	3,620	実費	実費			3,380
	2年~6年	11,420				21,490	1,570	3,620	実費	実費	2,710		3,380
I市	1年	11,420	40,600	2,230			実費	実費		実費			
	2年~6年	11,420				実費	実費	実費		実費			

2017年 準要保護児童生徒就学援助費補助金に関する調査(中学校)

	学年	学用品費	新入学児童生徒学用品費	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外学習費(宿泊なし)	校外学習費(宿泊あり)	医療費	学校給食費	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費	高等学校等学給付金事業
国の基準	1年	22,320	47,400	支給無し	79,410	57,590	2,270	6,100	12,000	給食の種類毎に額が異なる	29,600	5,450	4,190	
	2年～3年			2,230										
A市	1年	22,320	47,400				2,270	6,100	医療券を配付する	実費				
	2年～3年	24,550		学用品費に含まれる		実費	2,270	6,100		実費				
B町	1年	21,700	47,400		実費		実費	実費		実費	26,500			
	2年～3年	23,870			実費	実費	実費	実費		実費	26,500			
C市	1年	22,320	47,400		実費		2,270	6,100	実費	実費	29,600	5,450	4,190	
	2年～3年	24,550		学用品費に含まれる	実費	実費	2,270	6,100	実費	実費	29,600	5,450	4,190	
D市	1年	22,320	47,400		実費		2,270	6,100	実費	実費				
	2年～3年	22,320		2,230	実費	実費	2,270	6,100	実費	実費				
E町	1年	22,320	47,400				2,270	6,100		実費				
	2年～3年	22,320		2,230		実費	2,270	6,100		実費				
F市	1年	24,550	47,400		実費		実費	実費	実費	実費	14,800			
	2年～3年	24,550		今年度より支給無し	実費	実費	実費	実費	実費	実費	14,800			100,000
G市	1年	22,320	47,400		実費		実費	実費	実費	実費				
	2年～3年	22,320		2,230	実費	実費	実費	実費	実費	実費				
H市	1年	22,320	23,550				2,270	6,100	実費	実費	29,600	5,450	4,190	
	2年～3年	22,320		2,230		57,590	2,270	6,100	実費	実費	29,600	5,450	4,190	
I市	1年	22,320	47,400				実費	実費		実費				
	2年～3年	22,320		2,230		実費	実費	実費		実費				

就学援助制度の各市町の実態について2017（A市）

○ 前年度との相違点

- ・提出時期が早くなつた。
- ・新入学児童生徒学用品費の増額。

小学校 変更前…20,470円	⇒変更後…40,600円
中学校 変更前…23,550円	⇒変更後…47,400円
- ・新入学学用品費の支給時期
新小学1年生 変更前…1学期分支給時（9月頃）
⇒変更後…入学前（前年度3月頃）《未就学児》
新中学1年生 変更前…1学期分支給時（9月頃）
⇒変更後…入学前（前年度3月頃＝小学6年生の3学期分支給時）

○ 申請の流れ

- ① 保護者が学校へ認定申請。
※新1年生の新入学学用品費は、直接教育委員会へ提出。
- ② 学校が担当民生委員・児童委員等へ家庭訪問および生活状況の確認を依頼。
- ③ 学校から教育委員会へ申請書を添付書類とともに提出。
- ④ 認定事務を教育委員会がおこない、認定結果は学校をとおして保護者へ通知。

○ 年度初め申請時期について

- ・申請（保護者→学校→教育委員会）
前年度からの継続者：（4月下旬～5月中旬）
新規（新入生、転入者等）：（4月下旬～5月中旬）
- ・結果通知（教育委員会→学校→保護者）
前年度からの継続者：（8月中旬～9月上旬）
新規（新入生、転入者等）：（8月中旬～9月上旬）

○ 支給について

- ・支給時期：9月・12月・3月に支給（計3回）
※新入学用品費については、申請があれば前年度3月に支給。新小学1年生は直接教育委員会から保護者へ口座振込み予定新中学1年生は小学6年生認定者の3月支給時に一緒に支給する。

就学援助制度の各市町の実態について2017（B町）

○ 前年度との相違点

- ・新入学児童生徒学用品費の増額。

小学校 変更前…20,470円 ⇒変更後…40,600円

中学校 変更前…23,550円 ⇒変更後…47,400円

○ 申請の流れ

- ① 保護者が教育委員会へ認定申請。
- ② 教育委員会が事前認定審査をおこなう。
- ③ 教育委員会は、担当の民生児童委員へ保護者との面談を依頼。
- ④ 民生児童委員が申請書に意見を記入し、学校教育課へ提出。
- ⑤ 学校は、返送された申請書に意見を記入のうえ教育委員会へ提出。
- ⑥ 教育委員会は、認定の可否を保護者、学校および担当の民生児童委員へ通知。

○ 年度初め申請時期について

- ・申請 （保護者→教育委員会）

前年度からの継続者 : (3月中旬)

新規（新入生、転入者等）: (3月中旬)

- ・結果通知（教育委員会→保護者・学校）

前年度からの継続者 : (5月中旬)

新規（新入生、転入者等）: (5月中旬)

○ 支給について

- ・支給時期 : 学校の請求により順次学校へ支払う。

※給食費は毎学期毎に3回支払う。

※クラブ活動費は保護者から学校を通じて教育委員会へ請求し、保護者の口座へ直接支払う。

就学援助制度の各市町の実態について2017（C市）

○ 前年度との相違点

- ・新入学児童生徒学用品費の増額
小学校 変更前…20,470円 ⇒変更後…40,600円
中学校 変更前…23,550円 ⇒変更後…47,400円
- ・学用品費と通学用品費の費目の統合
- ・義務教育学校設置についての文言の整理
- ・個人番号制度の情報連携開始を踏まえた支給期間等の見直し
- ・認定申請の際の民生委員の協力に関する運用の見直し

○ 申請の流れ

- ① 保護者が学校へ認定申請。（2月）
- ② 学校が民生児童委員に訪問を依頼。（4月末）
- ③ 学校が教育委員会へ審査の依頼。（4月末）
- ④ 教育委員会から学校へ結果を通知。（5月中旬）
- ⑤ 学校から保護者へ認定の結果（却下）通知。（5月中旬）

○ 年度初め申請時期について

- ・申請（保護者→学校→教育委員会）
前年度からの継続者：（2月～4月末）
新規（新入生、転入者等）：（2月～4月末）
- ・結果通知（教育委員会→学校→保護者）
前年度からの継続者：（5月中旬）
新規（新入生、転入者等）：（5月中旬）

○ 支給について

- ・支給時期：5月～3月の各月の末日に、学校からの請求に基づき支給。（計11回）

就学援助制度の各市町の実態について2017（D市）

○ 前年度との相違点

・新入学児童生徒学用品費の増額

小学校 変更前…20,470円 ⇒変更後…40,600円

中学校 変更前…23,550円 ⇒変更後…47,400円

○ 申請の流れ

- ① 保護者が学校へ認定申請。
- ② 申請後、必要により民生児童委員が保護者の自宅に訪問して生活状況等を確認。
- ③ 学校から教育委員会へ申請書を添付書類とともに提出。
- ④ 認定事務を教育委員会がおこない、認定結果は学校をとおして保護者へ通知。

○ 年度初め申請時期について

・申請 （保護者→学校→教育委員会）

前年度からの継続者 : (4月末)

新規（新入生、転入者等）: (4月末)

・結果通知（教育委員会→学校→保護者）

前年度からの継続者 : (5月中旬)

新規（新入生、転入者等）: (5月中旬)

○ 支給について

・支給時期 : 5月・6月・10月に支給。（計3回）

※校外学習等費目は、請求に基づき隨時支給。

就学援助制度の各市町の実態について2017（E町）

○ 前年度との相違点

- ・新入学児童生徒学用品費の増額
小学校 変更前…20,470円 ⇒変更後…40,600円
中学校 変更前…23,550円 ⇒変更後…47,400円
- ・マイナンバー制度の導入に伴い、医療費申請書にマイナンバー記入欄を設けた。
- ・認定申請書のマイナンバー記入欄は削除した。

○ 申請の流れ

- ① 保護者が学校へ認定申請。
- ② 学校は、民生児童委員に連絡し、実態の把握に努める。
- ③ 学校から教育委員会へ申請書類と共に提出。
- ④ 教育委員会は、生活状態の目安を確認するため、提出された書類を基に収入額および需要額を算出する。必要に応じて保護者とも連絡を取り合う。
- ⑤ 認定の可否については、学校を経由し、保護者並びに民生児童委員へ通知する。

○ 年度初め申請時期について

- ・申請（保護者→学校→教育委員会）
前年度からの継続者：（3月初旬）
新規（新入生、転入者等）：（3月初旬）
- ・結果通知（教育委員会→学校→保護者）
前年度からの継続者：（5月初旬）
新規（新入生、転入者等）：（5月初旬）

○ 支給について

- ・支給時期：5月～6月に支給。（計1回）
※校外活動費・修学旅行費は、学校からの請求に基づき順次支給。
※給食費は、7月・12月・3月に教育委員会が給食センターへ公金振替をおこなう。

就学援助制度の各市町の実態について2017（F市）

○ 前年度との相違点

- ・新入学児童生徒学用品費の増額
小学校 変更前…20,470円 ⇒変更後…40,600円
中学校 変更前…23,550円 ⇒変更後…47,400円
- ・2016年度から高等学校等奨学給付金事業が開始。（中学校卒業時に認定を受けている方に10万円支給）
- ・個人支給台帳の処理の変更

○ 申請の流れ

- ① 保護者が学校へ認定申請。
- ② 学校が保護者と面談し、校長所見を記入する。書類を添付し教育委員会へ提出。（4月中）
- ③ 教育委員会が提出書類の内容を確認し、認否の判定をおこなう。（4月末日）
- ④ 教育委員会が認定結果を学校、保護者に通知する。（4月末日）
- ⑤ 各学校をとおして保護者に支給する。（7月・12月・3月）

○ 年度初め申請時期について

- ・申請（保護者→学校→教育委員会）
前年度からの継続者：（4月中）
新規（新入生、転入者等）：（4月中）
- ・結果通知（教育委員会→学校→保護者）
前年度からの継続者：（6月中）
新規（新入生、転入者等）：（6月中）

○ 支給について

- ・支給時期：7月・12月・3月に支給。（計3回）

就学援助制度の各市町の実態について2017（G市）

○ 前年度との相違点

- ・新入学児童生徒学用品費の増額
小学校 変更前…20,470円 ⇒変更後…40,600円
中学校 変更前…23,550円 ⇒変更後…47,400円
- ・新入学用品費を入学前に支給できるようになった。
(1月末までに申請を受けたものについて、2月に認定し、3月に支給。)

○ 申請の流れ

- ① 保護者は教育委員会へ認定申請（申請書を提出する際に、個人番号の確認ができる書類と本人確認ができるものを持参する。）
- ② 必要に応じて民生委員に依頼し、家庭環境調査を実施する。
- ③認定の可否について、学校及び保護者へ通知する。

○ 年度初め申請時期について

- ・申請 （保護者→教育委員会）
前年度からの継続者 : (4月末)
新規（新入生、転入者等）: (4月末)
- ・結果通知（教育委員会→保護者・学校）
前年度からの継続者 : (5月中旬)
新規（新入生、転入者等）: (5月中旬)

○ 支給について

- ・支給時期 : 6月・12月・3月に支給。（計3回）
※校外活動費・修学旅行費は、学校からの請求に基づき順次支給。
※新入学用品費は1月末までに申請された場合は3月に支給。2月から4月末までに申請された場合は6月に支給。

就学援助制度の各市町の実態について2017（H市）

○ 前年度との相違点

- ・各費目の支給額の増額。
 - ① 学用品費の増額
小学校 変更前…11,000円（年額） ⇒変更後…11,420円（年額）
中学校 変更前…21,700円（年額） ⇒変更後…22,320円（年額）
 - ② 通学用品費の増額
小学校 変更前…2,170円（年額） ⇒変更後…2,230円（年額）
中学校 変更前…2,170円（年額） ⇒変更後…2,230円（年額）
 - ③ 新入学用品費の増額
小学校 変更前…19,900円 ⇒変更後…20,470円
中学校 変更前…22,900円 ⇒変更後…23,550円
 - ④ 校外学習費の増額
宿泊を伴う 小学校 変更前…3,470円 ⇒変更後…3,620円
中学校 変更前…5,840円 ⇒変更後…6,100円
宿泊を伴わない 小学校 変更前…1,510円 ⇒変更後…1,570円
中学校 変更前…2,180円 ⇒変更後…2,270円
 - ⑤ 修学旅行費の増額
小学校 変更前…20,600円 ⇒変更後…21,490円
中学校 変更前…55,700円 ⇒変更後…57,590円
 - ⑥ 生徒会費の増額
中学校 変更前…2,000円 ⇒変更後…5,450円
 - ⑦ P T A会費の増額
小学校 変更前…3,000円 ⇒変更後…3,380円
中学校 変更前…4,000円 ⇒変更後…4,190円
- ・クラブ活動費が新設された。（小学校支給限度額 2,710円 中学校支給限度額 29,600円）
- ・認定基準が生活扶助×1.5に引上げ。

○ 申請の流れ

- ① 保護者が学校へ認定申請。
- ② 学校が教育委員会へ審査依頼。
- ③ 教育委員会から学校へ認定結果通知。
- ④ 学校から保護者へ認定結果通知。

○ 年度初め申請時期について

- ・申請（保護者→学校→教育委員会）
前年度からの継続者：（3月末）
新規（新入生、転入者等）：（4月中旬）
- ・結果通知（教育委員会→学校→保護者）
前年度からの継続者：（5月中旬）
新規（新入生、転入者等）：（5月中旬）

○ 支給について

- ・支給時期：5月～12月に支給。（計11回）
※毎月の定期支払日に学校からの申請に基づき支給。

就学援助制度の各市町の実態について2017（I市）

○ 前年度との相違点

- ・新入学児童生徒学用品費の増額
小学校 変更前…20,470円 ⇒変更後…40,600円
中学校 変更前…23,550円 ⇒変更後…47,400円

○ 申請の流れ

- ① 保護者が学校へ認定申請。
- ② 学校は、必要に応じて民生児童委員に連絡し、実態の把握に努める。
- ③ 学校から教育委員会へ申請書を添付書類とともに提出。
- ④ 認定事務を教育委員会がおこない、認定結果は学校をとおして保護者へ通知。

○ 年度初め申請時期について

- ・申請（保護者→学校→教育委員会）
前年度からの継続者 : (3月初旬)
新規（新入生、転入者等）: (4月初旬)
- ・結果通知（教育委員会→学校→保護者）
前年度からの継続者 : (5月中旬)
新規（新入生、転入者等）: (5月下旬)

○ 支給について

- ・支給時期 : 7月・12月・3月・3月末に支給。（計4回）
- ※3月末支給は、3月の支給までに請求が間に合わなかった校外活動費等を支給する。

マイナンバー制度導入に伴う変更点等について

A市	2016 2017	記入欄あり 記入欄あり	<ul style="list-style-type: none"> ・記入しなくてよい。任意。 ・「個人番号は、本人確認に必要な項目となっておりますので、可能な限りご記入ください。」との明記あり。
B町	2016 2017	記入欄なし 記入欄なし	
C市	2016 2017	記入欄あり 記入欄あり	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度に関しては記入しなくてよい。 ・保護者は記入しなくてよい。市教委担当者が記入。 ・所得確認書類の添付が一部を除き不要となった。
D市	2016 2017	記入欄あり 記入欄あり	<ul style="list-style-type: none"> ・記入しなくてよい。 ・「記入の必要はありません。」との明記あり。
E町	2016 2017	記入欄あり 記入欄なし	<ul style="list-style-type: none"> ・記入しなければならない。 ・29年度から記入欄削除。 ・医療費申請書にはマイナンバー記入欄があり、記入しなければならない。
F市	2016 2017	記入欄あり 記入欄あり	<ul style="list-style-type: none"> ・記入しなくてよい。 ・認定申請書にマイナンバーを記入するようになった。学校保管する控えについてはマイナンバーが判別できないように処理をする。 ・課税状況等の書類の添付は不要となり、世帯全員の個人番号通知カードのコピーと申請者の写真付の証明書（運転免許証等）を添付するようになった。
G市	2016 2017	記入欄あり 記入欄あり	<ul style="list-style-type: none"> ・記入しなければならない。 ・記入しなければならない。 ・申請の手続について、従来は認定申請書を保護者から学校へ提出していたが、マイナンバー制度導入後は直接、教育委員会へ申請することになった。 ・課税状況等の書類の添付は不要となり、個人番号の確認できるもの（個人番号カード等）と本人確認できるもの（運転免許証等）を持参することになった。
H市	2016 2017	記入欄あり 記入欄あり	<ul style="list-style-type: none"> ・記入しなければならない。 ・記入しなければならない。 ・学校保管する控えについてはマイナンバーが判別できないように処理をする。 ・添付書類については以前と変更なし。
I市	2016 2017	記入欄なし 記入欄なし	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、四街道市のマイナンバー関係規則の整備をおこない、来年度から就学援助事務手続を変更する予定。